

第3回奈良県・市町村長サミット

平成29年10月2日

【司会】 それでは、ただいまより第3回奈良県・市町村長サミットを開会いたします。

開会に当たり、荒井知事よりご挨拶申し上げます。

【荒井知事】 この秋の市町村長サミットが始まりますが、今日は農地の関係と「奈良モデル」のいろいろな報告でございます。特に「奈良モデル」、県と市町村の協働でいろいろな成果が出ておりますことをありがたく思っております。今年から来年にかけていろいろな検討課題がございますが、大事な時期だと思っております。努力をしていきたいと思っておりますが、よろしく願いいたします。

簡単でございますが、ご挨拶とさせていただきます。（拍手）

【司会】 ありがとうございます。

初めに配布物の確認をお願いいたします。お手元には第3回奈良県・市町村長サミット次第、次に出席者名簿、会場レイアウト、配布資料一覧表、資料といたしまして一覧表に記載のとおり資料をお配りしております。

もし配布漏れございましたら係員がお届けいたしますので、お申し出くださいますよう、お願い申し上げます。

本日は37市町村から市町村長様、そして副市町村長様に出席いただいております。さらに本日は県内の農業委員会の会長様、そして奈良県農業会議の会長様にもご参加いただいております。本来ですとお一人ずつご紹介させていただくところではございますが、時間の都合上、出席者名簿にかえさせていただきたいと存じます。よろしく願い申し上げます。

本日のサミットにつきましては、まず県より農地・担い手・地籍調査の状況及び課題につきましてご紹介いたします。そして、県の農地マネジメントの考え方についてご説明申し上げます。

その後、各テーブルごとに意見交換をしていただきます。意見交換が終わりましたら、話し合われた内容につきまして、各テーブルからどなたか代表して発表していただく流れを進めてまいります。ご協力のほど、どうぞよろしくお願い申し上げます。

本日、サミット終了予定時刻は16時25分を予定しております。

それでは、お手元の資料に従いまして進行してまいります。

まず、「県土有効活用の観点からの農地マネジメントの推進」につきまして、農林部次長、小坂よりご説明申し上げます。

【小坂農林部次長】 ただいまご紹介いただきました県農林部次長の小坂でございます。よろしくお願いたします。

本日は二つのテーマについてお話しいたします。一つは「奈良県の農地を活用し県土全体を活性化するため、農地マネジメントに取り組もう」です。資料1-1をご用意ください。

それでは、1ページ目をお開きください。項目は大きく分けて六つございます。一つ目が高収益作物への転換、二つ目として面的まとまりを持った農地・土地利用の確保、三つ目は耕作放棄地の解消・防止、四つ目が多様な担い手の確保、五つ目に担い手への農地集積です。

2ページをごらんください。まず初めに、全体を概観して問題提起いたしますと、①限られた奈良県の県土・農地を有効かつ効率的に使うことが県政発展のために必要であり、②その際には、土地は個人の資産としてだけでなく、地域の生産基盤・暮らしの土台・領土としての公共財としての性格も強く有していることを踏まえて、③目的別に面的まとまりを持った利用を図り、生産性・利便性・景観性の向上や、社会インフラコストの低減につなげることが重要であると考えております。

3ページをごらんください。一つ目の高収益作物への転換です。まず、奈良県の農地の効率的利用は非常に低調で、単位面積当たりの農業生産額も低下しているという状況がございます。具体的には、単位面積当たりの農業産出額が冬作のできない東北、北陸並みの水準であること、二つ目として産出額について農地面積がほぼ同じ神奈川県は奈良県の2倍であるということから見てとれます。このことから、米よりも高収益を得られる作物への転換が必要であり、米を作る場合においても、冬も作物を作る二毛作を追求していくことも重要と言えるかと思えます。

2ページ飛ばして6ページをごらんください。ここでは県別の農業産出額を棒グラフで示し、折れ線グラフで1ヘクタール当たりの農業産出額を示しております。左から順番に1ヘクタール当たりの農業産出額の高い県から並べております。赤丸で囲っております県を見ますと、面積や都市近郊という条件が似ている神奈川県や大阪府に比べまして、本県の単位面積当たりの産出額は極めて低くなっております。これは青で色付けをしております冬作のできない東北、北陸の各県並みの水準でございます。

7ページをごらんください。ここでは今、お示ししました単位面積当たりの算出額の年次変動を示しております。これを見ますと一目瞭然ですが、本県は低下傾向にある一方で、神奈川県は増加傾向が続いていることが分かります。

8ページをごらんください。左側の図では、近畿圏で規模の大きい農家の多い市町村に色を付けて示しています。他方、右側では販売金額の大きい経営体が多いところに色を付けております。近畿の販売金額の大きな市町村を示したのが下の棒グラフでございます。京都府南部、奈良県の一部、和歌山県などでは、小規模でも非常に高収益な農業に取り組んでいる市町村が見られます。平群町は近畿圏の中でも一番の高収益農業の実績を上げております。

1ページ飛ばしまして、10ページをごらんください。ここでは奈良県の市町村ごとの単位面積当たりの農業産出額を示しております。平群町、曽爾村では神奈川県の上回る単位面積当たりの農業産出額を得ております。

続いて11ページをごらんください。ここでは、県別の農業産出額に占める米の割合を示しております。赤い棒グラフで示した奈良県と神奈川県を見比べますと、奈良県は22%、神奈川県は4%と大きな違いが見られます。

12ページをごらんください。これは同じく奈良県内の各市町村ごとの米の割合を示したものです。

2ページ飛ばして15ページをごらんください。奈良県下で高収益作物に取り組んでいる経営体の数をあらわしたものですけれども、奈良県では果樹、野菜、花き、花木といったものに取り組む高収益の経営体が多いことが分かります。

16ページをごらんください。これは奈良県の農家数について横軸に販売金額の階層を示し、縦軸に経営体の数を示した棒グラフになっております。

これを見ますと、オレンジ色の部分ですが、販売金額が200万円に満たない広義の農地持ち非農家が1万1,000軒、85%と多く、産業構造として脆弱なものになっております。

このことを踏まえまして、高収益作物の導入、産地形成や農地の集積を進めて、1,000万円以上の販売金額を得る経営体を育成することが必要と考えております。

17ページをごらんください。県下の優良事例として高収益作物に取り組んで雇用も生みだし、非常に成功している例の一つ目として五條市青ネギ生産組合と、二つ目としてJAならけん曾爾支店法蓮草部会を紹介しております。

18ページをごらんください。この項目のまとめになりますが、五條市の柿や平群町の小ギクのような儲かる作物の産地を県内各地に作っていくことが重要であり、そのためには県はもちろん市町村、JA、農業委員会、それぞれでの議論と農家への働きかけが必要となっております。

19ページをごらんください。高収益化の取組として奈良県が昨年からはじめましたブランド

認証制度プレミアムセレクトでは、他の府県では見られない高い品質基準を設け、販売実績としましても、レギュラー品の数倍の値段が付いております。

20ページをごらんください。奈良県の自然条件を踏まえて産地形成をしていく高収益作物の候補として、チャレンジ品目、リーディング品目、二毛作品目を記載しております。これらの品目に取り組んでいただき、高収益化を図っていくことが重要だと考えております。

21ページをごらんください。続きまして、二つ目の項目である面的まとまりを持った農地・土地利用の確保でございます。

奈良県におきましては、各市町村によって大きく異なりますが、他府県に比べてミニ開発や虫食い転用等が多い状況にあります。このように過去に計画的な土地利用がなされていない場合には、農業、工業、商業の利用と街、農村の景観のいずれにおいても価値が低下している可能性があると考えられます。こうしたことから各市町村の将来を見据えた面的まとまりを持った農地利用が必要だと考えます。

2ページ飛ばして24ページをごらんください。24ページですけれども、ここでは農地転用の面積の経年変化について用途別の積み上げグラフで示しております。ここ近年は太陽光発電への転用が非常に増加しております。

25ページをごらんください。ここでは市町村ごとの農地面積を棒グラフで、市町村面積の占める農地の割合を赤い折れ線グラフで示しております。左側から順番に農地が占める割合が高い市町村を並べております。

26ページをごらんください。ここでは市町村ごとに原則転用できない農用地面積の農地に占める割合について示しています。活用可能な農地を将来に残すためには、面的まとまりを持った農用地の設定が重要だと考えます。

27ページをごらんください。市街化区域内の農地で農業を続ける農地として指定を受けた生産緑地は県内で約590ヘクタール、3,120カ所ございます。これらも高収益作物の生産はもちろん、防災や景観上の機能も果たしており、町と調和した利用が大切だと考えております。

28ページをごらんください。このグラフでは、ここまでのデータを受けまして各市町村における農地の位置づけを示しております。

29ページをごらんください。続きまして、本県の大きな課題である耕作放棄地の解消・防止についてです。県下の現状としましては、地域に担い手がない、担い手が高齢化している、農地持ち非農家が増加している、イノシシやシカが多くてやっつけられない、不便な農地、小

さ過ぎる農地では作業が大変、誰の農地か分からないという状況が発生しており、今後も耕作放棄地が増加するおそれがございます。このため、地域ごとに高収益作物を見つけ、担い手を育てることに加えて、担い手や集落営農組織に面積まとまりを持って農地を集約していくとともに、農地の条件を整え効率化と省力化を進めるといった総合的な対策が必要だと考えます。

他方で農地に戻しがたい利用が見込めない農地については、非農地化の積極的推進も必要だと考えます。

続いて、1ページ飛ばしまして31ページをごらんください。31ページでは、各県の耕作放棄地の面積と率を示しております。奈良県の耕作放棄地率は21%と全国的に見ても非常に高いものとなっております。

32ページをごらんください。ここでは、奈良県の耕作放棄地面積をその所有者の類型別にグラフで示しております。黄緑色の農地持ち非農家やオレンジ色の自給的農家の耕作放棄地が増加しており、これらの所有者によるものが全体の73%を占めております。

33ページをごらんください。これは各市町村のごとの耕作放棄地、面積及びその率を示しております。左のほうが高耕作放棄地率の高い市町村となっております。

34ページをごらんください。耕作放棄地の解消は全市町村同じ方策ではなかなかうまくいかず、各市町村の特性に合わせた対策をとることが必要だと考えます。そのため、一つの試みとして、こういったカテゴリー分けを行いました。

35ページをごらんください。35ページは横軸に担い手の農地集積率をとり、縦軸に耕作放棄地率をとっております。全体的に左上から右下に向かって下がっていく傾向が見られまして、担い手への農地集積率が高まると耕作放棄地率が下がっていく傾向があります。

36ページをごらんください。36ページでは、相続等のタイミングで登記されない、未登記農地の状況を市町村別に示しています。未登記農地割合の全国平均は20%ですが、奈良県は28%と高い値になっております。

37ページをごらんください。耕作放棄地の解消を図るための対策は高収益作物の産地づくり、新規参入者の受け入れ、担い手への農地集積、農地条件の整備、作業の効率化、省力化が有効だと考えております。

38ページをお願いします。ここでは、再生を見込みがたい耕作放棄地の対策として、非農地化することを示しております。

39ページをごらんください。多様な担い手の確保についてでございます。今後、農業の担い手が大きく減少し、10年後には担い手がいなくなる集落も出てくるのが考えられます。

農業者は高齢であっても生涯現役の方が多く、地域の維持活性化や医療費抑制にも大きく貢献しております。

しかし、今後担い手のリタイヤが急速に進行すると予想されることや、奈良県の新規就農者の数は年50人から80人おりますが、それでも将来に向けて絶対的に不足していること、その確保状況は受け入れ環境等に応じて、市町村ごとに大きな違いが見られるといった状況にございます。

こうしたことを踏まえると、県全体、地域ごとに受け入れ環境を整え、農家の後継者以外にも多様な担い手を確保することが重要と考えます。

1ページ飛ばしまして41ページをごらんください。奈良県の農業従事者の年齢構成は60歳から70歳代が非常に多く全体の66%となっており、県全体での平均年齢は68.8歳となっております。

一方で49歳以下の方は7%しかいないという状況です。

42ページをごらんください。42ページは奈良県のここ数年の新規就農者を示しております。ここ数年の新規就農者は60人前後で推移しております。一番下が農家を継いでいる親元就農を示しており、下から2番目が農業法人などに就職する雇用就農者、一番上に緑色が全く農外から参入する新規参入者となっております。

43ページをごらんください。43ページは、ここ5年間の新規就農者の数を市町村ごとに示したものです。右の表にありますように、新規就農者の多くは高収益作物に取り組んでおります。また、地域外からの参入者は農地の取得のしやすさや定住のしやすさなど、施策の連携がうまくいっている地域で多いと考えられます。

44ページをごらんください。右側のグラフをごらんください。これは各市町村ごとに今現在の新規就農者の趨勢が続くとした場合に、将来的に農地が管理できるかというものを試算したものです。100%を下回っている市町村については、担い手が足りなくなるため、多様な担い手の確保と担い手の規模拡大が必要になると考えております。

45ページをごらんください。ここまでお示してきた担い手不足の状況を踏まえますと、親元、農外の新規就農者、集落営農の設立・参加、企業の参入、農福連携、兼業的な農業参入といった多様なバラエティーあるものがさまざまな形で参入できるよう、対策を講じていく必要があると考えております。

46ページをごらんください。ここでは農外から参入して大和高田市、奈良市において、新たに農業参入して頑張っている新規就農者を紹介しております。

47ページをごらんください。昨年、開校しました「なら食と農の魅力創造国際大学校」(N A F I C)には、農業者を育成するアグリマネジメント学科がございます。来春卒業の1期生20名のうち、9名が農外からの新規就農をする見込みで、他府県に比べても非常に高い率になっております。

48ページをごらんください。集落営農につきましても法人化して地域の農地を多数引き受けて頑張っている例がございます。天理市、田原本町、五條市、御杖村の事例を載せております。

49ページをごらんください。地域の担い手を誰にするのかというのは、やはり地区ごとの話し合いが大切になると考えられます。そうしたツールとして、「人・農地プラン」というものがあります。ピンクで色付けした市町村では比較的議論が活発になされております。一例ですが、桜井市では農林課と農業委員会事務局が一体となって地域の話し合いに立ち会い、「人・農地プラン」の見直しを促していると聞いております。また、宇陀市では農林課が中心になり、毎年全地区、18地区の「人・農地プラン」について不断の見直しを促しているとのことでございます。

1ページ飛ばしまして、51ページをごらんください。これは中間管理事業で非常に多く農地を引き受けていて、地域の耕作放棄地の未然防止に寄与している方々を一覧表にしたものです。

52ページをごらんください。技術的に農業参入のハードルを下げ、多様な担い手を確保する試みとして、今年度から県では近畿大学と連携してここに示しているような「農の入口モデル事業」を実施しております。

53ページをごらんください。五つ目の論点として担い手への農地集積でございます。本県は農地持ち非農家の割合が高い、担い手農家の農地集積が遅れている、低い農地整備率が省力・低コストな農業を阻害している等の問題を抱えております。こうした中でも県内の農地集積の成功事例が出てきています。成功事例も踏まえまして、担い手への農地集積を進めるためには、農地の耕作権の移動による、やる気のある農家への農地集積と、省力・低コスト化のための農地整備が必要であり、今後はエリアを特定したプロジェクトとして働きかけが必要になると考えております。

1ページ飛ばしまして55ページをごらんください。55ページは県内の農家戸数の推移です。総数は減少傾向にございますが、その中でも農地持ち非農家と自給的農地が8割を占めており、その比率も徐々に増加している状況にございます。

56ページをごらんください。こちらは市町村別の規模別の農家数と平均規模を示したグラフになります。本県の平均規模は0.49ヘクタールと小規模ですが、左のほうの五條市、山添村、平群町、奈良市では規模の大きな農家が育ってきています。

57ページをごらんください。このグラフは市町村ごとの担い手への賃借、売買を含めた農地の権利移動の状況を示しており、全体的に低調になっております。

58ページをごらんください。県では、担い手への農地集積を図るためのツールとして、農地中間管理事業を進めております。これは法律に基づきまして、農地の出し手から受け手へとマッチングするものです。奈良県では橿原に設置した、なら担い手・農地サポートセンターがこれを担っております。

59ページをごらんください。農地中間管理事業による農地集積の実績を示しております。まだ利用が少ないながらも実績は伸びております。各市町村におかれましては、さらにご利用いただけたらと思います。

60ページをごらんください。60ページは農地の貸し借りのマッチングについて、市町村ごとの件数を示したものでございます。28年度は大和郡山市、橿原市、桜井市、五條市、宇陀市で二桁のマッチング件数があり、宇陀市は積極的に取り組んでいるものの、特に受け手が少ないためにマッチングに苦慮しております。

61ページをごらんください。こちらは農地の有償、無償別の権利移動の状況を示しております。奈良県の特徴としましては、全国に比較して無償による売買、賃貸が53%と非常に多いことがあります。

62ページをごらんください。こちらは農地中間管理事業で権利設定された農地についての賃料を示しております。こちらでも賃料なしが非常に多くなっております。

63ページをごらんください。63ページのグラフでは、市町村ごとに貸付希望と借受希望の比率を示しております。ここで濃い青で示した1を超えている市町村につきましては、潤沢に貸付希望が出てきておりますが、それ以外のところは貸付希望農地が出てこない状況にあることが示されております。

64ページをごらんください。県内農家へのアンケートでは、マッチングのうまく進まない要因としては、農地への進入路がない、区画形状がよくない、地域に借り受け希望者がいないというのがありました。うまく進んだ要因としましては、行政参画による安心感がございました。

65ページをごらんください。こういった県内の農地中間管理事業による農地集積の優良事

例をお示ししております。この例は奈良県東部の旧月ヶ瀬村で、平成27年に125人の農地を5法人に集積しております。

66ページをごらんください。もう一つの優良事例は桜井市大西地区で、昨年90人の農地を一つの集落営農法人に集積しております。

67ページをごらんください。農地中間管理事業を一層推進するために、ここに示したようなPRを行っております。この看板の設置の取組は実際に効果が出てきておりまして、京都府等と他県でも同様の取組を行うところが出てきております。

68ページをごらんください。農地中間管理事業の積極的な推進には、お集まりの皆さんのご協力が不可欠と考えております。ぜひよろしくお願ひいたします。

69ページをごらんください。また、本年度の法改正によりまして、農地中間管理機構が借り受けた農地について、土地所有者からの申請によらず、都道府県営事業として農地整備を行うことができ、その場合、農業者の費用負担を求めない制度が創設されました。

例えば、従来の制度で事業を行った場合、平場で50アール当たり94万円、中山間地では50アール当たり156万円かかった地元負担をゼロ円にすることができます。このような制度のご活用もぜひご検討いただきたいと思います。

1ページ飛ばしまして71ページをごらんください。71ページは30アール以上の農地整備率を各県別に比較したものです。奈良県は16.2%と非常に低い率となっております。

72ページをごらんください。本県においても農地整備をきっかけとして、集落営農に取り組む事例があり、そこでは省力化とコスト低減についてここで示したような効果があらわれております。

73ページをごらんください。73ページに示したグラフは米の農業機械のコストを各県別に比較しております。本県では、個々に機械を持っておられ、コストが全国ワースト6位の高さとなっております。担い手に農地を集約すれば、このような機械に掛かるコストを下げることができると思います。

74ページをごらんください。大和平野地域では条里制により整形されていますが、小規模な圃場が他府県に比べて多くなっております。このため、規模の大きな担い手にとっては移動、機械の出し入れや水管理作業に多大な時間を費やしております。また、高収益作物を作りたくても、排水不良のため、諦めなければならない農地も多く、畦畔除去などの簡易な整備による水田の省力化、畑地化を図っていくことが必要と考えております。

75ページをごらんください。今、県では支援を重点化すべく特定農業振興ゾーンというも

のを考えておりますが、ここではそれが実現した場合のイメージを示しております。

76ページをごらんください。ここでは、農地整備についての優良事例をご紹介します。田原本町多地区の事例ですが、中間管理事業による農地集積が進んでいるものの、区画が小さく筆数が多く分散しているため、機械の出し入れや水管理に苦勞しております。

77ページをごらんください。このような状況を改善するため、現在地積調査による境界の確定を進めており、これが終了次第、畦畔の除去などの簡易な農地整備を実施することにより、低コスト、省力化した農業を行うことを目指しております。

78ページをごらんください。また、高収益作物を作っていくためには、水田の畑地化に向けて排水対策が必要で、こういった取組を今後進めてまいりたいと考えております。

2ページ飛ばしまして、81ページをごらんください。81ページでは、今後進めようとしております施策を整理しております。今後、これに基づいてさまざまな対策を打っていきたいと考えておりますが、その際、対策を優先的、集中的に行っていく場所を特定農業振興ゾーンとして指定していきたいと考えております。ぜひ各市町村におかれましても、特定農業振興ゾーンを作るならばどこに作るのかについて、頭をめぐらせていただきたくお願い申し上げます。

82ページをごらんください。こちらは今、申し上げました特定農業振興ゾーンをイメージ図にまとめたものです。左側に現状の奈良の農地の状況を示し、右側に特定農業振興ゾーンを導入した農地と工業ゾーンをバランスよく設定して、ウインウインになるようなイメージを示しております。

続きまして、もう一つのテーマであります地積調査の冊子をご用意ください。

資料1-2でございます。「迅速かつ安心した土地利用調整が行えるよう 次世代に先送りせず地籍調査を行おう」です。

1ページ飛ばして2ページをごらんください。地籍調査の実施状況ですが、全国が52%に対して奈良県は12%、全国ワースト4位となっております。近畿で進捗率の高い和歌山県は、公共事業の要望の際に地籍調査の実施を特に重要視した結果となっております。

3ページをごらんください。県内の実施状況は広陵町と大淀町の2町の調査を完了している一方、現在、調査に着手していない市町村が九つございます。

4ページをごらんください。また、赤い枠の中ですが、11の旧市町村域が未着手の状況です。完了しているのは広陵町、大淀町に旧月ヶ瀬村を加えた3町、地域にとどまっております。市町村の進捗の際は住民理解や、これまでの首長さんの後押しが大きく左右していると言われております。現在、各市町村に次期10カ年計画の策定に向けた調査を行っており、各市町村

の今後の取組意向を取りまとめているところです。現時点で今後の地籍調査の必要性を感じていない市町村も三つ、四つ見受けられます。各首長様におかれましては、戻られてからご自身の市町村の状況についてご確認をいただけたらありがたいと思います。

5ページをごらんください。続きまして、地籍調査の概要ですが、現在法務局で使用されている地図の大半は明治時代の地租改正で作られた手描きの地図で、地図混乱が生じております。地籍調査後は、法務局において登記簿の記載を修正し地図が更新されます。地籍調査は、自治事務として市町村が実施主体であります。費用は大規模な範囲で調査を実施するため、通常の公共用地測量の約4分の1のコストとなっております。さらに、市町村の負担額は80%の交付税措置があり、実質5%となっております。

6ページをごらんください。左が地籍調査実施前の地図で、右が実施後の地図です。見比べていただきますと、100年前の地図は各土地の隣接関係は示せてはいますが、形、道幅、面積が不正確で、土地をいじると正確な権利関係が分からなくなるのがお分かりいただけるかと思えます。

7ページをごらんください。県内の事例から見ても地籍調査が済んでいる地区では、その効果を発揮しております。下の写真は、村内の約8割が完了した山添村で、通学路の歩道整備を実施したものです。地籍調査が実施済みであったため、境界確定が不要となり、立会い作業が簡略化され、整備期間が約6カ月間短縮されました。地籍調査が完了した広陵町、大淀町、旧月ヶ瀬村についても同様で、公共事業だけでなく、相続や農地の貸し借りなど、個人の土地の維持管理にも役立っているとの声を住民や職員の方から聞いております。

8ページをごらんください。さらに地積調査の評価を反映した正確な地図が法務局に備えられるため、土地取引が活発化します。また、大規模地震の発生時は現況物がなくなってしまうことにより境界復元は難航し、境界確認作業に多大な時間を要しますが、地籍調査が完了している地域では仮設住宅の設置、集団移転造成工事等の速やかな復興につながっております。

9ページをごらんください。地籍調査は地道な取組で一朝一夕に進むものではないですが、他府県の取組なども参考に県と市町村が連携し、さらに推進したいと考えております。

ご紹介は以上でございます。以上、ご列席の皆様の議論の一助になれば幸いです。ご清聴、ありがとうございました。

【司会】 どうもありがとうございました。今の説明を踏まえまして、これから各テーブルで約30分間、意見交換していただきます。発表時間につきましては、各テーブル3分程度でお願いしたいと思っております。どなたか代表の方を決めていただきまして、ご発表のほう、

よろしくお願ひいたします。それでは、どうぞよろしくお願ひいたします。

(意見交換)

【司会】 恐れ入ります。30分経過いたしました。議論白熱中とは思いますが、これから各テーブルごとで発表をお願いしたいと思います。

1番テーブルの皆様からどうぞよろしくお願ひいたします。

【岡下大淀町長】 1番テーブル、大淀町の岡下です。ここは大淀町、吉野町、下市町の吉野3町が集まっております。農業委員の皆さんと辻本総務部長、そして公室長がおられます。

ここも話が進みました。実は、現況を言いますと、下市町は今、サクランボをちょっと頑張っております。それと、もともと薬草の町でございまして当帰と芍薬をやっております。吉野町も今、イチジクを取り入れてやっているというところがございます。大淀町はナシとお茶ということで頑張っておりますけれども、いずれもとにかく跡取りがない。特に下市町は昔、菊が阿智賀地区であったのですけれども、今はほとんどなくなっていると。それはもう跡取りがないからということで、後継者がいない。要するに、とにかく人と、どうして人を集めようか、来てもらうかということが一番の問題になりました。

時間が3分ということで、本当に1時間ほど話したいぐらいなのですが、農業やるには、ここで話が一致したのは頑張る人、要するに人で、人がいない場合はやはり農協としっかり手を組んでやるという手も一つの方法じゃないかという話になっております。肥料にしてもやり方にしても経営にしても、やはりそのノウハウを持っているところと一緒にやればうまくいくんじゃないかという話にもなりました。

それと、作ったものをとにかく出口、売れるところをどないかしないといけないと、流通業界を巻き込んだ話をしっかりと持っていくと、そういう感じでございます。

あと、農地集約なんですけども、先ほど吉野町は借りてほしいという人が大勢おったけども、借手がないというのも、この貸し出す人たちも条件のいいところは自分がやって、貸し出すところは条件のよくないところになりがちでなかろうかという話はどこも同じだと思います。そういう面でマッチングがうまくいかないというところがありますので、そういうところからは中間管理機構としての県庁が頑張らなあかんのと違うかと思っております。

それともう一つは、今、下市町が当帰や芍薬、吉野町も当帰、当帰も芍薬も皆、根っこを使うのですが、葉っぱのほうを使うようなことを頑張ってやろうということで、健康志向を目指す農業も必要ではなかろうかという話になりました。

以上です。(拍手)

【司会】 岡下町長様、どうもありがとうございました。

続きまして2番テーブルの皆様、どうぞよろしくお願ひいたします。

【植村高取町長】 高取町の植村でございます。このテーブルは、文字どおり、樫原市、高取町、明日香村、飛ぶ鳥の3市町村が集まっております、もちろんプロである農林部長がいろいろとサポートをしていただきましたけど、なかなかまとまっておりますが、いろんな話、出たものを雑駁にお話しさせていただきたいと思ひます。

本日のテーマの①でございましたが、地域の特徴を踏まえた高収益作物への転換という中でも、このエリアというのは、いわゆる平群町や五條市のような誇れる作物がなかなかないというふうな悩みを抱えておりました。

しかし一方、樫原市では何かないのというお話をしましたら、農業委員会の会長さん、花については以前、研究会を持っていたけれども、50人程度いた人たちがだんだん減って10人程度になってしまったということで、そちらのほうはなかなかうまくいっていないんだと。

ただ、まほろばキッチンができたことによって、イチゴなどの農家の作物をまほろばキッチンに持って行って、今、頑張っていると。これは何かといいますと、いわゆる従来ですと自分たちで値付けができなかったけれども、まほろばキッチンへ持っていくことによって、自分の作物に対して自信のある人は、ある程度の値段を付けることもできるということで、そっちのほうでうまく活用しているんだと、こういうお話がございました。

また、明日香村は同じようにあすカルビー、イチゴ狩りということで今、こちらが稼ぎ頭になっていると。年間3万四、五千人ぐらいのイチゴ狩りの客が来ているということでございます。

残念ながら高取のほうは、今そういったヒット商品もしくは高収益作物は模索中ということでございます。

それから、②③④⑤あたりに関連するんですが、いわゆる耕作放棄地の解消だとか土地利用の問題等々でございますけれども、特に②の農地転用とか云々の問題では明日香は明日香で規制がある、樫原市はご承知のようにどんどん都市化が進んでいる中で、なかなかそういった部分の土地利用というよりは、どちらかという農地転換等々で、いわゆる商業地域になったりなんかしていく部分の中でできないということでございました。

それから、高取の放棄地の活性化については、目指している部分はあるんですけども、非常に地形が悪いとか棚田というか、昔は棚田だったけど、ほとんど放棄地になってても谷間になってしまって、いわゆる木も大きくなって、それを活性化するのはなかなか難しいという現

状であります。

そういう中で、新しい放棄地の解消もしくは若い人たちに農業に従事してもらおうという意味で、僕は今、提案を投げかけているんですけども、いわゆるご承知のように、非常に地域の財政、厳しい中で、公共事業がだんだん減りました。だから、地元の小さな建設会社等々は仕事がない中で、立派なユンボ等々がその建設会社にあるので、耕作放棄地の土地利用者の方々と地元のゼネコンがコラボで農業法人を作ったらどうかということを提案して、そういう中で高取町として何をしたらいいかと。

今、大淀町長からも話がありましたけど、我々も今、薬草等々いわゆる商品化しています。そういう意味で、薬草といっても大和当帰とかそういうメインのものもありますけれども、南天だとかいろんなものがあるんです。そういうものを展開していくことによって、そういうものを幾らでも作ってくれたら買いますよという事業者もある。

それから、6次産業化をこの農業でも目指そうということで、今展開しているというような状況であります。

それからもう一つは、いわゆる耕作放棄地を解消するために、これは樞原市の農業委員会の会長からお話がありましたのですが、いわゆる農地を買うときにはいろんな規制があって厳しいんですけども、相続をする場合については、小作能力がなくてもいわゆる無条件で農地が自分のものになります。しかし、その人には農業を耕作する能力なり、また遠くに住んでいて、当然それが放棄地の拡大につながっていく。そういう意味での法の改正みたいなものも必要ではないかと、このようなこともありました。

一方では、明日香では農業公社が中間管理機構の代役のようなことをしているということで、比較的賃貸等々がうまくいったり、耕作放棄地についても対応が少しは進んでいるけれども、抜本的にはなかなか進んでないんだと、こういうようなお話がありまして、少し雑駁な話になりましたけれども、以上、我々のテーブルの中での議論でございました。

以上でございます。（拍手）

【司会】 植村町長様、どうもありがとうございました。

続きまして3番テーブルの皆様、どうぞよろしく願いいたします。

【杉本桜井市農業委員会会長】 桜井市の農業委員会の杉本でございます。皆さん方、市長、町長がお話をされておりますが、このテーブルは知事がおられまして、大和高田市、五條市、地域振興部長を交えまして議論させてもらいました。

この課題についてはもうここにまとめていますので、余り十分な議論に入らないで、すぐに

農地・担い手マネジメントをどうするのかという強いご意見が知事からございまして、なかなか雑駁な話でまとまりませんでした。

ここには五條市のように、高収益を上げておられます柿の産地もございまして。また、大和高田市も高収益の軟弱野菜農家がおられるという報告もございました。桜井市は、はっきり言われて、高収益のものは何だということになれば、なかなか難しいエリアでございまして、若干紹介させていただきますと、笠地区で集落的に皆、そばから6次産業化を図ったところがございまして。それから、平坦部ではアグリ大泉の大西営農、芝土地利用組合という法人化されました大きなブロック3地区がございまして。これは小麦、大豆、水稲という今、紹介されております国の制度にのっとって地域集積協力金をもらいながら、大型機械を更新しておるといようなエリア等もございまして。

ただ、桜井というよりも、我々この中では話し合いさせていただいた中で、なかなか厳しい点はございまして、どうしてもサポートセンターに集約させていただいて、サポートセンターがさらにそのエリアで立派な農地を作ると、土地改良し直すということが非常に大事だろうと。条件の悪い農地だけが農家からは出てきますけれども、全ての土地を任せていただいて、そしてその任せていただいたところを新たに土地改良して、そこで一つの高収益作物なり特産品を作っていくというブロックを集落で、地域で、市町村で1カ所でも2カ所でも増やしていくことが奈良県なり、地域の農業の発展につながっていくんだらうと考えておりますし、そういうようなまとめ方がいいんじゃないかなというようにございまして。

具体的には、五條市で新宅農業委員会会長のところのエリアで20町歩ほどの土地を集落挙げて中間管理機構へ渡して、そこで面整備から何かもやっていくというのには取り組んでおるところでございまして。これにつきましては、我々も一番いい方法、それが五條市の山間だからできるんだとか、平坦だから難しいんだとかというようにいろいろな問題はございまして、エリアで頑張っただけでやっただけでいかなければいけない。どうしても農地をどういうふうにするのか、次世代にどうするのかということをお互い考えていこうという中で、話し合いましたことを報告させていただきます。

以上でございます。（拍手）

【司会】 杉本様、どうもありがとうございました。

続きまして4番テーブルの皆様、どうぞよろしくお願いたします。

【仲川奈良市長】 こちらは奈良市、生駒市、大和郡山市、北和の3市首長と農業委員会を中心に議論をさせていただきました。1、2、3それぞれ各テーブルでお話しいただいた点と

かなり共通いたしますけれども、既に出ておりました特に相続に関しては土地に対する愛着が生まれにくいということで、農業委員会としてもなかなか把握がしきれないということで、困っている声が出ておりました。また、未登記の土地の多くが県外在住の方が多いということで、コンタクトすらなかなか付かないということでございました。

このあたりの構造は空き家問題と同じだなというような声も出ておりました、これは私見でございますけれども、今後はその所有ということをどこまで個人の権利を代々に渡って継承していくのかという、そもそものあり方も議論していくべき時代に来ているのかなと。やはり土地の流動性が担保されて、その土地が実際に生産性を生むということを国全体として議論していくべき時代に来ているのかなと感じました。

また、一方で新規就農については、比較的若年層の方々が有利なインセンティブがあるということもありまして、奈良市や大和郡山市などでも進んでいるようですけれども、隣同士の自治体でも片や非常に進んでいるのに、片や全く新規就農がないというようなところが、市境を挟んでそういうところもあると。違いは何だろうかということが議論になりました。

一つには、先輩の新規就農者がその地にいるかどうか。いわゆるアドバイスを受けたり、公私ともどもにサポートしてくれるようなメンターのような存在がいて、比較的新規就農につながっていきやすいという声が上がっておりました。このあたりは行政界で活動に取り組むということだけではなくて、今後は広域的にこういう先輩入植者のサポートというのももう少し広げていくこともできるのかなというふうにも感じました。

それからもう一つは、各農業委員会でもいろんな取組をされておりますけれども、なかなか追いつかない状況もあると。

また、一方でこれから農地のマッチングをさらに深めていこうとすれば、データベース化であったり、いろいろと全県的に対応していくほうが効果的、効率的な部分も出てくるだろうというような話も出ておりました。既に農業会議などでもいろいろと各地域の農業委員会から上がってきた懸案、課題をご議論いただいているようではございますけれども、今後は全県的な体制をいかに強化していくかということも一つ重要な視点ではないかというお話が出ておりました。

以上でございます。（拍手）

【司会】 仲川市長様、どうもありがとうございました。

続きまして5番テーブルの皆様、どうぞよろしく願いいたします。

【岩崎平群町長】 平群町の岩崎でございます。このテーブルは広陵町、安堵町、平群町で

ございます。あと奈良県農業会議の会長さんも同席していただいております。

ここのテーブルでそれぞれ3町違った条件のもとでの農業でございますので、このテーブルでは農業で食べられる、儲かる農家を育てることが一番大事なことはないかということでございます。平群町におきましては、お陰さまで小ギク、バラ、ブドウ、その他野菜というところで非常に後継者も育っているということでございます。

特に小ギクにおきましては、夏秋期産日本一の地位を占めておりまして、これは県営農地の造成工事が20年ほど前に完成いたしまして、これが小ギクの飛躍的な生産性の向上につながったというふうに思っているところでございます。

広陵町さんはナスの産地ということで、JAさんで共同選果場を設置していただいて規模の拡大を行ったところでございますが、選果場の老朽化によりまして閉鎖されて非常に手詰まりの状況になっているという中で、農業塾を4年前から立ち上げられまして、儲かる農業を目指そうということで町内から塾生を募集いたしまして、新たなイチゴの新規就農者もあらわれているということでございます。

また、靴下メーカーさんが綿生産に着手されておると。6次産業化を目指しておられるというようなことをお伺いしております。

安堵町さんは兼業農家が非常に多いということで、どちらかという、市場に作物を出荷するというよりも、地産地消の米農家が非常に多いというようなことでございます。いずれの町も農業振興にそれぞれ苦慮しているところでございます。

そんなことでございまして、6次産業化、そして規模の問題をクリアすることによって、担い手に農地を集約するという方向に町を挙げて持っていくことが農業振興の必要な条件ではないかというお話があったように思います。

以上でございます。（拍手）

【司会】 岩崎町長様、どうもありがとうございました。

6番テーブルの皆様、どうぞよろしく願いいたします。

【更谷十津川村長】 6番テーブル、十津川村の更谷でございます。ここのメンバーは川上村さん、上北山村さん、下北山村さん、そして十津川村でございます。

ご提案をいただいた高収益作物への転換あるいは地籍調査の実施、儲かる農業といったことにはほど遠い村ばかりでございます。山の面積が大体97%、98%と、平地が3%、4%というところでばかりございまして、川上村さん、上北山村さんには田んぼがないという状況、下北山村さんには田んぼが何枚かあるとのこと。十津川村にしても、今、全部ひっくるめ

て8ヘクタールぐらいです。1年間で2カ月ぐらいの飯は食えるけれども、これは皆、全て個人で作付けしている田んぼにすぎません。高収益をとということなのですが、今、鳥獣害の被害でそれどころの騒ぎではないというのが現状でございます。家庭菜園で何とか作っておるけれども、ほとんど鳥獣害でやられてしまう、おいしいものを明日とろうとしたときには、その前にサルやシカが食っておるという状況の中で、本当に過疎化が進んでいます。

ただ、お年寄りたちにとってみると、この畑で野菜を作るといのが生きがいでございます。

十津川村は、露地の栽培をしていますから、都会の人に送ると大変おいしいんだというような話をいただきます。そしてこの作られた野菜を「有限野菜」と名付け、村の一人の若者が東京のレストランと提携をして農村から集めて東京へ送るといような取組をやっておりますが、それで収益を上げるというのは地域柄、なかなか難しいのかなというのが現状でございます。

過疎化が進みますから少ない面積でもそれを放棄している農地が大分増えてきておる。また、地籍調査をやっていないので畑でさえも境界が今後分かるんだらうかといようなことも起こってきます。この地籍調査は本当に時間がかかるものですが、早くそれに取り組んでやる必要があると感じます。実際、山まで手が回らない地籍調査は、やるにしても相当なお金と時間が掛かります。そんな中で山の振興といったものは喫緊の課題ですが、それに対する支援とか、あるいは取組の今後の充実といったことは避けては通れない、そんな状況でございます。

しかし、村が残るがためには、いろんな知恵、いわゆる「有限野菜」のいような取組であったり、露地もんでお年寄りたちが一生懸命作った心のこもった野菜をおいしいですよといことを分かってもらう中で、楽しみの中でお金を得るといようなことを今後、一つの政策としては絶対に必要であると思っております。

以上でございます。（拍手）

【司会】 更谷村長様、ありがとうございました。

続きまして7番テーブルの皆様、どうぞよろしくお願いいいたします。

【吉田香芝市長】 香芝市の吉田でございます。このテーブルにつきましては、香芝市、上牧町、王寺町並びに農業委員会の会長様、さらには福祉健康部、そしてこども・女性局のテーブルでございます。

1市2町合わせて全体的に面積そのものが37平方キロメートルレベルでございます。このグラフの中でもほとんど下のほうにありますので、開口一番、何を話すんだらうなといところから始まりましたけれども、小さいところでも、じゃ、何をするんだといことに絞って話をしようといことでスタートしました。

まず、王寺、上牧におかれましては、既に、これは言わずもがなですが、担い手もなく、そして面積そのものもない中で、人と言えば、大阪等へ勤務をしているわけで、現状維持するのが精いっぱいであると、農作物の農産品というのも現状、なかなか見当たらないということで、王寺さんにおかれましては、調整区域をなくして市街化にしていこうというような大きな方針も立てられているようでございます。

一方で、これは税の問題もございますので、まちづくり全体を考えてこれは進めないといけないというようなご意見もいただきました。

また、上牧町におかれましても、特に担い手がおらず、現状維持するのが精いっぱい、将来においてもそこが精いっぱいであるというご意見がありまして、また一部15年ほど、朝市を一生懸命やっておられる方があって、こういう方々を今後さらに支援して盛り上げていくというようなことを考えていらっしゃるということでございました。

そんな中で香芝市も言いたいのですけれども、生産緑地はこの表にありましたように193カ所ございまして、奈良県全体の6%しかございませんが、逆に6%あるということで今、一生懸命取り組んでいることだけ少しお話をしたいと思います。香芝では、作付搬入会議というのをやっております。特に学校給食だとか名産品を何とか作ろうというところで、朝市のメンバーだとか学校教育、農政土木、それから組合関係の皆様と一緒に毎月、そういう会議をして、どの時期に何を作るかということを調整して、そして朝市で取りまとめて、大体月一、二回なんですけれども、小学校10校、幼稚園9校、保育所7校、大体8,000食ですが、これを何とかその商品、品物が入れるというふうに考えています。いずれにしろ、生産能力に限界がありますので品種は限られてくるのですが、そういったことを目的にやっています。

また、その中で作ったお味噌についても、これは年間600キログラムですが、直接販売、これも学校教育に入れているという形をとっています。

そしてもう一つ、香芝に米粉を作る事業をずっと進めてございまして、これにつきましては町にあるスイーツ屋さんがオリジナルの商品として既に作られておりまして、市民にも、そして名産としても好評で、こういったものをよく買っていただけるということで、これは少しビジネス化が成立しているようでございます。

それからもう一つは、どこにもあるのですが、遊休地というのがございます。ここに米の生産をお願いしまして、ヒノヒカリを作らせていただきました。そして、そこから香芝市にございます醸造会社をお願いして、遊休地で作ったヒノヒカリ、お酒を悠久の光という名前を付けてまして、これもふるさと納税の目玉としてやらせていただいているということでございます。

いずれにしても、先ほどもありましたが、これは私見ですが、ビジネス化できるというか、儲けるということがあれば、やはり作っていらっしゃる方もやりがいがあるのかなという気がいたしますし、大事なものは高収益で、そして売り先が、または捌ける量がしっかり確定しているということがあれば、安心して作っていただけるんじゃないかなと、盛り上がりもあるんじゃないかなというふうに思っています。儲かる仕組みができれば、より欲が出て作ってもらえるというふうに思っています。

いずれにしても、我々の小さな町でございますので、答えとしては小さくても、狭くてもキラリと光るような取組を今後ともしていきたいといった形でまとめました。

以上でございます。ありがとうございます。（拍手）

【司会】 吉田市長様、ありがとうございます。

続きまして8番テーブルの皆様、よろしくお願いいたします。

【角谷野迫川村長】 野迫川村の角谷です。どうぞよろしくお願いいたします。8番テーブルは、東吉野村、黒滝村、天川村、そして野迫川村の四つの村です。

先ほどの県からの説明の中でも数値の上がない市町村について説明がありましたけれども、そういった四村が集まって一体何について話をしようかということでしたが、農業委員会もない村の私から発表させていただきます。

各農業委員会の会長さんからいろいろなお話、現状をお聞きしました。

まず農地が少ない、ほとんどないといってもいいぐらいであるということです。

そして、生産者は80歳以上の方がほとんどであり、自宅で食べるだけの野菜などを作っておられるが、買ったほうが安いのではないかという状況であるとのこと。

農地集約につきましても、農地が点在しているので集約は困難であり、機械も入れない状態であるということです。

相続放棄地については、先ほど更谷十津川村長さんからもお話がありましたが、四村においても同様であり、現在は、先祖代々の土地を守る、維持管理するのが精いっぱい、隣の畑の草刈りまではできない状態であるということです。そこに獣害の問題があるとのこと。

一番大きなことは金を儲ける意欲がないといった現状であるということです。

しかし、四村ではそれぞれの取組をされており、黒滝村は大和野菜に認定された白キュウリについて、30軒の農家に生産の取組をしていただいているとのこと。この取組は、奈良県南部農林振興事務所等の指導により生産性が向上しており、村では漬け物に加工する計画であるとのこと。

東吉野村でも、農業委員会の会長さんのお話では、キュウリの生産を行っており、村の加工場へ出荷して、漬け物に加工しているとのこと。今後は、地域に配布している柚子の苗木が実がなるまで大きくなったので、柚子を活用した農業振興にも取り組んでいくということです。こういったことについても、行政の関わりが大事であるという村長さんのお話でした。

四村では、まず作る意欲を上げる、村がその商品を買取る、それを6次産業へつなげていくべきではないかというお話がありました。地域にとっては特徴のあるもの、地域性のあるものを作ることが大事であるということです。それなら、それはどういうものであるか。天川村では、今年、夏イチゴ、高原イチゴの生産に取り組みました。奈良県農業研究開発センターからも指導者の方に来ていただいて、試験的に行っておられます。野迫川村でも365日生産できるシイタケづくりを目指しております。

やはり、こういった地域の農業振興には行政の関わりが大事であり、四村ではそれぞれチャレンジをしておりますが、販売経路の確保が重要ではないか、小さな村では人のやっていないものを作るのがよいのではないかという意見が出ました。

以上です。（拍手）

【司会】 角谷村長様、ありがとうございました。

続きまして9番テーブルの皆様、どうぞよろしく願いいたします。

【東川御所市長】 失礼します。御所市長の東川でございます。このテーブルは天理市、葛城市、御所市、そして農業委員会の会長さん、危機管理監というテーブルでございます。

冒頭、御所市はこの4月にめでたく過疎団体に指定をされました。

ところが、つい先日の日経に出ていたんですけれども、過疎団体の市町村のうち、11.7%に当たる市町村が転入者が転出者より多い。実質、社会増になっているという記事がございました。

これは私、ちょっとショッキングで心に留めていたのですけれども、その施策のほとんどが就農支援によって転入者を増やしたというのが記事で出ておりました。これ、何とかできないかなと。これを耕作放棄地の解消と合わせられないかなというような提案をさせていただきました。

一番最初に出たのが国の施策、いろいろ農業施策がありますけれども、ほとんどが東北、北海道向けのパターンでございまして、例えば御所市や葛城市では山麓の農地で集約すること自体が難しいと。とは言うものの、神奈川県のように大都会の近郊にあるという地域性もある、その辺からいろんな話が出ておりました。

この施策自体が専業農家主体にされているけれども、兼業農家のことを中心にもっと考えたらどうかという案が出ました。農業を経済的に儲かる農業というのも大事ですけども、農業の価値観自体をもっと広げる必要があるのではないかと。農業の多様性を考えるべきではないかと。

例えば、もちろん商売で儲ける、生きがいくくり、あるいはレジャー、そういったものも大都会の近郊にあることから可能性も考えられるなということが出てきました。

また、大阪から日帰りで来られて土日だけ農業されると、そんな方が一番困るのは、僕、農業知らんねんという方が多いわけです。そこで、地元の方がそのアドバイス役になると、レクチャーをしながらやるということで、地元の活性化にもつながるんじゃないかと。

ただ、こういうことをやりますと、全市的でやるのは非常に難しい。モデル地区を限定してやる必要がある。とにかく地元の方のそういった理解を求めた上で、こういう政策を展開していったらどうかという事が出てきました。

この国の農業政策は特に奈良県にマッチしない部分が多いので、もっと農業者、現場から国に対しても現場の声をしっかりと上げるべきだという声も出ました。

先ほどの農業者を受け入れるということがちょっと夢のような話ですけども、インバウンドの可能性にもつながるんじゃないかなという案も出ております。第4テーブルの発表で奈良市長もおっしゃいましたけれども、どうしても奈良県は特に土地神話、先祖代々の土地を引き継ぐということが中心に来てしまっていると。それに固執する余りに遊休農地が増えて集落を守る、あるいは国土を守るということがもうできなくなるんじゃないかなと。

ですから、土地に対する執着というのをちょっと理解を変えていかないと集落自体がなくなってしまいう可能性がある。いわゆる人をその集落以外から受け入れるということもしっかりとやっていく必要があると。それが農業の発展というよりも、集落の維持、国土の維持ということからも大事ではないかなというような話が出ました。

何もまとまりませんでしたけれども、そのような話が出ました。以上でございます。（拍手）

【司会】 東川市長様、ありがとうございました。

続きまして10番テーブルの皆様、よろしく願いいたします。

【森三郷町長】 三郷町の森でございます。どうぞよろしく願いいたします。このテーブルは河合町さん、斑鳩町さん、そして三郷町、農業委員会の会長さん、また県からは西川水道局長、農林部の山口次長の同席を求めました。

そこで、時間が余りなかったので三つについて話し合いをさせていただきました。

まず1点目です。高収益作物への転換ということで、それぞれの町がどういう取組をしているかということをお話ししました。河合町さんは今まではブドウでどっさり儲かったんやと、ところが今はそのブドウは儲からない、このブドウを何とかしたいねんけれどという逆にご相談をいただいたわけですけれども、私も分かりませんのでその辺は高収益の作物への展開、今、非常に悩んでいるという話になりました。

斑鳩町さんはイチゴと軟弱野菜を栽培して高収益に向けているとおっしゃいました。

我が三郷町はイチゴ、トマト、コンニャク、黒豆ということで、この4点を展開に充てております。

コンニャク、儲かるのかという声が上がりました。確かにそうだと思います。

しかしながら、三郷町では農業委員会と信貴山のどか村のコラボによりまして、6次産業で生産から製品、販売に至るまでやっておりますので、高収益化につながっているというところがございます。

次に話し合ったのは、耕作放棄地の解消ということで話し合いをしました。この中で河合町さんからですが、河合町さんの取組、非常におもしろいなということがありました。多分皆さん、河合町の中を走らされていたら「田んぼの楽耕」という旗がいっぱい立っています。私もこれ何やろうなと思っただけですけれども、要は耕作放棄地を使って小学生から大人までが野菜やいろんな作物を作る、それでまた担い手までそこで頑張っていこうかということなんです、その作物が非常に面白いものがありまして、パパイアまで作っておられるということで、これは大成功ということらしいです。

斑鳩町さんは菜種、ジャガイモ、それとキャベツを作っておられると。この辺は、今までは個人の農家または集落営農でされとったのですけれども、これでは先がないということで、先ほどからもたくさん出てきています、法人化を目指されているということで、法人化して耕作放棄地の解消に当たろうということです。

三郷町は教育ファームを耕作放棄地を使ってやっております。教育ファームというのは、ほとんどなじみないと思うんですけれども、これは耕作放棄地に三郷町の場合ですとタマネギを小学生に植えてもらいます。その間の作業を農業委員会でやっていただきます。そして、収穫はまた小学生がする。そのできたものは今度、給食センターで使うというように、食育と子どもと農業委員さんのふれあい、そして給食センターで使いますので、地産地消率の向上に努めております。これが教育ファームということで、非常に好評を得ております。

最後に話し合ったのがやはり皆さんと一緒にするのは、担い手の確保になりました。

これは皆さん、非常に苦勞されているなと思うんですけども、河合町さんはやはり法人化をしていかないと担い手は集まりませんよということをおっしゃってました。そして、これも出てきたと思うんですけども、やはり地の利というのですか、町外からたくさん来ていただいて農業で生計を立てていただく。これは高収益にもつながってくると思いますので、そういう方向を模索されているみたいです。

斑鳩町さんは農の制度、そして農の魅力をもっともっと町内に告知していこうということで進めておられます。

三郷町のほうは農業女子、まだまだ女性でも農業をしたいという方がたくさんおられるということで、これを推進していきたい。また、三郷町のほうで頑張っております農のNPOの立ち上げでもって、移住となおかつ担い手を確保していこうというふうに考えております。

以上がこのテーブルでの論議の結果でございます。ありがとうございました。（拍手）

【司会】 森町長様、ありがとうございました。

続きまして11番テーブルの皆様、どうぞよろしくお願ひいたします。

【下村宇陀市農業委員会会長】 宇陀市農業委員会の下村でございます。よろしくお願ひします。うちのテーブルは東部農林事務所管内の宇陀市、御杖村、曾爾村、山添村と農林部の菅谷次長のテーブルでございます。

まず、後継者不足というのは不足じゃなくて、もういないというのがほぼ現状というような感じですが。特に曾爾さん、御杖さんに関しては、学生のときに出てしまっ、もうその後、帰ってこない。そやから、昔、後継者でハウレンソウとかやっていた人が今、高齢者になってしまっ、次に後継者がいないからだんだん減ってきて、最後は継いでくれやんでもかまへんわ、わしの時代で終わりやという感じの人が多いらしいです。農地は好きにしてもうたらええというような意見が多いそうです。

それと、宇陀市と山添村、奈良市、天理市、東部と北部の大和高原の改良区二つあるんです。農地造成ですごい面積、東部で7,700ヘクタール、南部でも桜井市を含めて県営のすごいところがありまして、特に北部のほうは茶の産地ですけど、その茶のほうも専業農家で5町、6町作ってはった人の後、後継者がおらなくなっ、他人にしてもらおうとなったら、今、茶のほうも値段上がってきてませんのやけどね。そやけど、作ってもらおうんだったら、一人が5町してくれと言うたら、今度、しとる人が5町あったら10町になります。そうになったら、やっぱりとてもできないということで荒れてくると。お茶でも荒れてくるという状態になっています。

それから、宇陀市の場合、野菜は作っているのですが、皆、小農家で一本化できなくて皆、個人個人売っていると。ハウレンソウ農家でも結構あるのですが、皆、一括して農協さんに出すんじゃなくて、皆一本釣りというような形で個々に畑売りというんですか、車で来て持っていくというような形で、まとまらないから単価がある程度しかできない、全部一本にすれば単価がもっと上がるんやと思います。その辺のところを検討していきたいと思っています。

以上でございます。（拍手）

【司会】 下村様、どうもありがとうございました。

それでは最後になりますが、12番テーブルの皆様、どうぞよろしくお願いいたします。

【森田三宅町長】 三宅町の森田と申します。ここのテーブルでは、川西町、田原本町、三宅町と磯城郡で議論をさせていただきました。

さまざまな意見が出ましたが、基本的にこの磯城郡の3町では昔から米の生産が盛んであったと。その中で米の値段が低いことで生産額は低く、意識として農家は儲からないという意識が定着しているのではないかというところから議論がスタートしました。そして、そのために、農地は守っていききたいというところですけども、やはり守るだけではなく、活用していくことというのが必要ではないかというところで、ポイントとして議論を進めていきました。

その中で、小規模では食べていける農家というのは、今後、なかなか厳しいのではないかという意見のもと、農地の中間管理機構を利用して集約を図っていくのも一つ手ではないかという中で、農地中間管理機構に預けますと、5年とか10年という縛りがかかる中で、何か急に利活用したくなくてもできないというところで、貸したりするというのがなかなか厳しいのではないか、それによって闇で貸し借りというのが進んでいくのではないかというご意見もいただきました。

そして、また大規模になって販路の話になりました。昔は市場などで自分たちの作ったものを出荷して売るところがあったのですけれども、今、市場とかを飛ばしてスーパー等の大手で消費されることが多い。その中でロットの確保など、規格なども対応できなくて、小規模では売るところがないのではないかというご意見もいただきました。

その中で6次産業化を図っていくところで、小規模の農家の方々はカット野菜とかニーズが高まっているところ、広域でそういった加工場があれば自分のところで作った分を出荷する場所があれば、農業を続けていけるのではないかというご意見もいただきました。

そして、大規模化していく中でも、農業というのは繁忙期が決まっているということで、雇用がしにくい、人を使って農業をしていくということが大変難しい産業であるということが農

家の方のご意見でいただいたことがありました。そこで意見交換する中で、繁忙期だけでも障がい者の方の雇用というのができないのか、そういった新しい雇用というところも生み出していけないのかというのを、農家の方と意見交換させていただいたという報告もありました。このテーブルでは、そういった議論をさせていただきました。

そして、最後に発表させていただいた役得として、三宅町、今、6次産業として里芋焼酎というのを作っております。ラベルも決まり、瓶詰めをしている最中ですので、もう少しすれば、本数が少ないので幻の焼酎になるかなと思いますけども、どうか皆さん、見かけた際には一度、味見をしていただけたらと思います。

以上です。ありがとうございました。（拍手）

【司会】 森田町長様、ありがとうございました。

最後に最後に知事から総括をお願いいたします。

【荒井知事】 熱心なご議論、ありがとうございました。議論の報告を聞いておりますと、農業の振興の議論が多かったように思いますが、今日は農地の議論でございます。農地の資料というのは今まで余り出なかったのですけれども、農地をどのようにするかという議論でございます。よい農地の提供があれば、よい農業ができるということを前提にこういう資料を出しております。奈良の弱点は就業者がいないということではなく、よい形の農地が出ないからだと、こういうことをこの資料は叫んでおるわけでございますが、そのようなことをぜひこれから資料を読み砕いてご理解願いたいと改めて思います。なぜ、よい農地が出ないのかということでございますが、これは自家農地に執着が強い、自分の家で農業をしよう、この農地を相続させよう、亡くなっても、なら担い手・農地サポートセンターに渡さない、放ったらかしで相続放棄する、相続が行われるということが奈良の農地の状況でございます。そこを、農地の自家継承というのを多少薄くして、場合によっては諦めて農業をやってくれる人への継承を図る。繰り返しますが、農地の自家継承を諦めて農地をやってくれる人への継承を図るのが農地を持ってきた人の責務じゃないかと、こうこの資料は叫んでおるわけでございます。

農地の条件、よい悪いがあって、よい農地だけとる場合もあるということでございますが、よいも悪いもサポートセンターに渡して良好農地化しようと、整備をしようということまで書いてあるわけでございますが、その中では田んぼというのは収益が低いから軟弱野菜、果樹あるいは果物を作るような畑地化しようと。その圃場整備も一緒にやろうということも言っているわけでございます。そのために、このテーブルでも議論になったのですけれども、農地持ちの頭を変えるのはとても難しいから、むしろ逆にいえば農業委員会がその頑固な農地持ちの片

棒を担いでいるんじゃないかと思われることがあるわけですが、そういうことはぜひ止めてほしいと。農地が生きるようにするのが農業委員会の仕事じゃないですかということを、この資料は叫んでおるわけですが、そのためにはよい例を、よい農地が一つでも作ろうというふうに私は思います。よい農地というのは面積、面的にまとまりがある農地、それぞれが小さな農地でよい農地というのはなかなか出ないわけですが、面的にまとまりがあって、そこでは特定作物をみんなで作ろうと、担い手に作ってもらおうという特定農業振興ゾーンを作ろうということをこの資料は言っているわけですが、できれば、1市町村に1農振ゾーンを作っていただくとありがたい、それぞれ山間地、中山間地、奥山、また平地で条件が随分違うわけですが、特定農業振興ゾーンというのは、それぞれの地域に合った農振ゾーンというのはでき得ると思います。やるかやらないかというだけのことです。農地利用をうまく検証しないと、その周りがものすごく汚くなります。耕作放棄地はものすごく汚い。それはその地域の責任になると思います。市町村長と農業委員会の責任と私は言いたいんだけど、県の責任でもあろうかと思います。どのように汚い耕作放棄地を減らすのかということでございます。

この資料をよく見ていただきたいと思うのですが、農地の耕作放棄地になる過程を見ますと、販売農家が自営農家になり、また非農業農家になって相続放棄するという過程が進んでおりますが、その非農業農家が増えていると本当に資料が叫んでいるわけですが、このままでは耕作放棄地が増えるばかりということでございます。農業をしない名ばかりの農地ばかりがあって、これまで土地改良、これだけ水のない奈良でやってきたのに情けないなというふうに思うわけですが、

土地をまとめるという一方、兼業農家の小さな農地そのまま利用するという道も御所市長がおっしゃったようにあると思います。それはそういう道もあるけど、全部が兼業農家の小さな農地そのまま、趣味の農地にするわけにいかないというのが、この大きなテーマでございます。

また、まとめて良好農地にするというのと、細かいまま趣味の農地にするというのと、もう農地から外してしまうと、この三つの方向があるかと思いますが、この農地のことについて、今日、そのためには地籍調査がぜひ必要でございますので、農地の政策というのは奈良県下、本当に手はついてなかったわけです。土地持ちは本当に変わらないというのが前提で、実は土地持ちがそうだと、公共事業もできないんですね。土地利用がこんなに遅れている原因を突き詰めてみると、結局、農地になるのかなという昨今の印象でございますので、いい公共事業をして、いい町にする、いい農地するというのは、この農地のやり方にかかっているというふう

に思います。いい農地を作れば、農業者が出てきて儲かる農業になっている地域、奈良でもたくさんありますので、愚痴ばかり言わないでぜひ明るい話もしていただきたいと思っております。

相変わらずの話で申し訳ございませんが、大事な話でございますので、今後ともよろしくお願ひ申し上げます。（拍手）

【司会】 ありがとうございます。

次に、「奈良モデル」の取組状況報告等に移らせていただきます。まず、「社会保障分野の「奈良モデル」としての医療・介護一体の取組」につきまして、知事公室審議官の岡野よりご説明申し上げます。

【岡野知事公室審議官】 岡野でございます。どうぞよろしくお願ひいたします。ここから少しテーマが変わりますけれど、引き続きよろしくお願ひいたします。

右肩に資料2と書かれた資料がございます。「「社会保障の奈良モデル」の具体提案」と書かれております資料に沿って説明を進めさせていただきます。

1 ページめくっていただきますと、「はじめに」というところから始まっております。今年度、県では医療及び介護に関する県域の計画を策定しております。これらの計画について、より実効性のあるものにしていくためには、県と市町村の連携による取組がぜひ必要になるという事で、本日、具体的取組の提案をさせていただきたいと思っております。

下にあるのが今年度策定している計画の概要でございます。

2 ページをごらんください。2 ページの矢印の右側に本日提案させていただくテーマ並びに項目がございます。在宅医療・介護連携の推進を初めとして五つのテーマ、項目といたしましては11の項目について提案をさせていただきたいと思っております。

下のほうにスケジュールがございます。本日、私のほうからこの説明をさせていただくと同時に、各市町村の担当課に事務連絡もさせていただこうと思っております。その後、ご検討いただいで、検討に当たりまして県のほうではヒアリングを行ったり、会議を行って支援をしてまいります。その後、取組の検討を行って決定したものから取組を進めていきます。予算が必要なものにつきましては、30年度の予算の検討をよろしくお願ひしたいと思っております。もし今年度の実施に至らなくても、来年度以降も引き続きご検討いただき固まったものから実施すると、そのような方法でよろしくお願ひしたいと思っております。

それでは、早速具体的項目でございます。めくっていただきまして3ページでございます。

まず一つ目が在宅医療介護連携の推進ということで、在宅医療提供体制の整備という項目で

ございます。上のほうに市町村ごとの在宅医療の利用状況のグラフがあります。前回のサミットでもご紹介申し上げましたように、市町村ごとにかかなりの差があります。

これにつきまして下の四角の左側でございます。「取組の方向性」と書いてありますが、在宅医療の受け皿となる医療機関の確保というのが、まず必要になるというのは当然ご案内のとおりです。

また、各市町村ごとにこの体制を整備するにもなかなか難しい面があると、そういったときには広域の連携が必要ではないかということでございます。

それで、右の矢印に参りまして市町村の取組と県との連携の提案ということになります。各地の現状データをもとに、地区医師会や医療関係機関に対する体制整備の働きかけを行っていきましょう。また、近隣市町村との連携体制の検討を行っていきましょう。その上で地区医師会や関係市町村との在宅医療検討推進会議を立ち上げてはどうかというような提案でございます。

こういったものにつきまして、下の四角囲みの中に書いてありますが、各市町村へのヒアリングを11月以降、順次開始させていただくことを予定しております。担当課は地域包括ケア推進室、地域医療連携課となっております。

続きまして二つ目のテーマでございますが、4ページでございます。在宅医療・介護の連携の推進の中で、退院調整ルールの方策の拡大、またルールの拡充ということも上げさせていただいております。奈良県の地図の中に、既にルールが策定されている地域、今年度に策定をさせていただいている地域、30年度に予定されているところ、策定が未定の地域というふうになっております。

それにつきまして、四角で太い黒線で囲んでおります提案でございますけれども、29年度、30年度策定予定地域及び未定地域につきまして、県の地域包括ケア推進チームがノウハウ提供の支援を行いたいと思っております。

また、県の保健所が市町村の広域的な連携をコーディネートして支援を考えております。

また、退院調整ルールの充実につきましては、毎年度の状況調査を踏まえまして、見直す点について協議を行い、質を高めていく取組を進めようと思っております。

これにつきましても、下のところがございますように、策定の予定がまだ立っていないところにつきましては、県保健所が今年度中に個別の訪問協議をさせていただき予定でございます。

また、30年度策定予定の南和圏域の12市町につきましては、10月以降に順次ヒアリング、ワーキング会議を開催させていただきますのでよろしくお願いたします。

続きまして5ページでございます。介護保険制度の運営ということでございます。ここでは2項目上げております。地域ケア会議の機能充実、ケアプラン点検体制の強化ということでございます。

左のほうの取組の方向性に若干現状を書いております。地域ケア会議につきましては、既に全市町村で設置いただいておりますが、いろいろ調査をしておりますと、機能がなかなか伴っていないというご意見が多くなっております。

また、介護認定者につきましても、なかなか改善効果があらわれてこないというご意見もいただいております。それで下の矢印になるわけでございますけれども、地域ケア会議の機能向上に向けてリハ職の参画・拡大を行ってはどうか、またケアプランの点検体制の強化を行う必要があるというふうに書かせてもらっています。

下に、丸が二つございますけれども、地域ケア会議のほうは、今年度、モデル事業を河合町さん、広陵町さん、吉野町さんで進めておりますので、そこから得られたノウハウを広げたいと考えております。

また、県にケアマネ専門職を設置しておりますので、市町村に派遣して支援してまいりたいと思っております。

下の四角のところを書いておりますけれども、モデル市町村の取組状況の報告会並びに意見交換会を今年度開催する予定です。それと、これは担当課からの意見でございますけれども、ぜひリハ職派遣等の予算について計上をお願いしたいということでございます。

続きまして6ページでございます。同じように介護保険の運営の中の一項目、要介護認定の適正化でございます。これも前回の市町村長サミットで地域差がかなり大きいことを報告させていただきました。赤の塗りつぶした丸のところにも地域差を書いておりますし、二つ目のところに認定の一次判定時の出現率の差を書いております。赤で囲んでいるところですが、市町村でかなりの差がございます。

これにつきまして、これまで余りこのような取組をしてこなかったのですが、地域差分析の検証とか、事例研究を行う場を定期的で開催したいと思っております。第1回目は11月に開催いたしますので、よろしく願いいたします。

続きまして7ページをごらんください。救急医療体制でございます。救急医療体制は、1次、2次、3次とございますが、3次の体制につきましては県のほうで、医療機関等の整備を進めております。ここでは、1次、2次の救急体制についての提案でございます。

このところに地図がありまして、1次、2次、それぞれ書いてありますが、赤線でくくっ

ている地域が、平日夜間の対応ができていない地域となっております。

これにつきましては、既に取り組を始めております。8ページの四角の右側の下のところにあります。1次救急体制につきましては、北和4市、奈良、郡山、天理、生駒の地域で連携についての協議を既に進めているところでございまして、今後はこれを北和地域全体に広げたいというふうに考えております。

また、橿原市の診療所で深夜の小児科医の配置を中南和の市町村と連携して実施しているところでございます。

次に、2次救急医療につきましては、葛城地域において体制の構築に向けた検討を既に進めさせてもらっております。また、橿原地域と葛城地域の連携についても協議を進めておりますので、引き続き県との連携をよろしくお願ひしたいということでございます。

続きまして9ページに参ります。四つ目のテーマの健康づくりと予防の推進でございます。これは五つ目のテーマの医療費適正化の推進とも重なるのでございますが、平成30年度から国保事務支援センターを設置する予定でございます。ここにさまざまな機能を担っていただくこととなりますので、今後はこのセンター、市町村、そして県の3者の連携による取組を進めていきたいと考えております。

この9ページに載せておりますのが、生活習慣の改善ということでございます。野菜の摂取、塩分摂取につきましても、目標をなかなか達成できないという状況でございますので、このような取組については、9ページの下段の四角にございます、この連携の例を載せております。

例えば、データの分析、情報の定期的提供を県とセンターで市町村に対して行っていくと。県内地域の課題の分析とか取組の企画・検討を県、センター、市町村で連携として検討すると。市町村で取組を実践していただき、広報啓発も連携してやっていきたいと思いますということになります。

これにつきましては、この後の項目も同じですが、国保事務センターが具体的にどのような業務を担うのか、また連携をどのようにやっていくのかということをも10月に市町村会議、これは多分複数行うことになると思いますけれど、会議を行いまして互いに連携をとっていきたいと思いますので、よろしくお願ひいたします。

10ページが特定健診、がん検診の推進の項目でございます。国保事務センターでもいろいろな機能を持つ。真ん中の四角囲みのところにありますけれども、受診対象者の抽出、それから通知をセンターで行います。すなわち、30年度からは全市町村全域での通知が行われるということでもあります。

また、下の四角囲みの中で②に書いております健（検）診の利便性向上です。例えば、健（検）診を休日に行うとか、特定健診とがん検診を同時に行う、これは効果があるようでございますので、ぜひこちらのほうにもご協力をよろしくお願いいたします。

続きまして11ページ、保健師活動の活性化でございます。上の表にありますように、保健師さんの数、多いところと少ないところがございます。国保事務支援センターにも県の保健師を配置する予定でございます。黄色に塗られたところに書いてありますように、支援センターにおきましては各種の健診データの分析を行う。また、保健事業の検討を行って行って、県と市町村の保健師さんの意見交換の場を定期的に設けようと思っておりますので、市町村の保健師さんとの連携をよろしくお願いいたします。

12ページからが五つ目のテーマ、医療費適正化の推進でございます。

まず一つ目が糖尿病性腎症の重症化予防でございます。糖尿病を放置しておきますと、悪化してゆくゆくは人工透析まで至ると。人工透析に至ってしまうと、多大な医療費の負担になるということでございます。ここにつきましても、国保事務センターで様々な事務を担っていくということで、真ん中の四角囲みをしております。治療勧奨対象者、保健指導対象者の一斉抽出をやって、治療勧奨の通知を行っていきます。これによって県内全域での実施を行うということになります。

また、プログラムへの参加が必要な方の名簿を作成して市町村に提供したり、プログラム参加者の状態変化等の検証、また市町村職員のスキルアップ研修等を行っていきますので、連携をよろしくお願ひしたいと思います。

最後、13ページからが医療費適正化の推進の薬の分野ですね。後発医薬品の使用促進、重複多剤投与対策でございます。

多大な医療費が問題視されております。13ページの左上のところにあります医療費の中で、薬品費は18%を占める、7兆円を超える規模ということでございます。

また、国のほうでは、後発医薬品の使用目標80%を掲げておりますが、奈良県では全国平均より低い状況にあります。

さらに、右のほうに、多剤投与にかかるリスクを紹介しております。低血圧とか脱水といったリスクがございます。

にもかかわらず、後期高齢者の方は約7割程度の方が5剤以上の薬を飲んでおられる状況です。

この取組に対しましては、14ページの左側にありますように、これまで県では県民向け、

医療関係者向けにさまざまな取組をしてきているわけですが、右にありますように、今後はその裾野を広げてより効果的に推進したいと思っております。すなわち、上のところの丸にありますように、医薬品の適正使用促進地域協議会といったものを設置したいと考えております。

その構成メンバーは右にありますように、県、市町村、地区医師会、歯科医師会、薬剤師会、医療機関、あと地域包括支援センターなどを考えております。こういった協議会を作りまして、意識を共有して取り組むことでより効果を上げていきたいと思っております。

具体的な取組としては、その下にありますように、公立病院診療所における後発医薬品の使用促進、並びに医薬品の適正使用の相談会の開催ですとかイベント等での啓発、こういったものを考えております。

15ページ以降につきましては、県で策定しております計画についての参考資料を載せさせていただきます。私からの説明は以上になりますが、社会保障分野におけます県との連携について、ご理解のほど、よろしく願いいたします。

以上です。失礼いたします。（拍手）

【司会】 ありがとうございます。

続きまして、「県域水道一体化の目指す姿と方向性」その他の情報提供に移らせていただきます。地域振興部長の村田より説明させていただきます。

【村田地域振興部長】 皆様、お疲れさまでございます。時間も迫っておりますので、私のほうから順に説明を簡単にさせていただきたいと思っております。

まずは資料3でございます。皆様に本日はご提案を一つさせていただきたいと思っております。

県のほうでは、今、23年度に策定をしました県域水道ビジョンに基づいて水道の広域化に取り組んでいるところです。この間、県営水道への水源の転換ですとか、例えば磯城郡3町では水平統合の合意形成がなされましたし、あるいは簡易水道の技術支援など、地域単位で広域化の推進が図られてきたところでございます。

来年度を目標に今後の県域水道の目指す姿を描きます新たな県域水道ビジョンを策定しようということで、そのために今回、少しご提案をさせていただきたいと思っております。

その背景としましては、まず国が水道法の一部を改正する法律案を審議しておりますけれども、この中で市町村を主体とします水道事業者は、水道事業の基盤を強化する必要があるのだけれども、そのために都道府県側は水道事業者間の広域的な連携を推進するように努めなさい

と、こういうふうになっているということもあります。

こういったことも含めまして、私どもはこのビジョンの見直し、新たなビジョンの作成の前に、これからお話ししますが、県域水道の一体化を基本としました将来を目指す姿というものを書かせていただいたところでございます。

お配りしておりますリーフレット、「県域水道一体化の目指す姿と方向性」をごらんいただきたいと思います。

Iの「水道事業が抱える課題と対応の方向性」でございますけれども、水道事業が抱える課題としまして、人口減少等によります水需要の減少とか、施設の老朽化、耐震化等による投資費用の増大、あるいは人材不足が深刻化しているということが上げられます。こういった課題を見据えると、今後単独での水道事業の継続が困難になる団体も予想されますので、今回の一体化を進めていこうと、私どもは考えたところでございます。

具体的なイメージとしては、中ほどのページをごらんいただきまして、目指す姿といたしまして、上水道事業を行っている県営水道の24市町村のエリア、それから五條吉野エリア、四つの市町でございますけど、こちらについては一体化を図っていき、また簡易水道につきましては、広域的な支援体制として受け皿組織を構築しようというふうに考えております。ここでは具体的には示しておりませんが、簡易水道の受け皿組織には、ここにあります上水道が一体化した組織を想定しております。

次に右側のページをごらんいただきたいと思います。上段にありますけれども、この一体化の具体的な方向性として、最初に組織体制としては県営水道と上水道実施28市町村によります垂直の経営統合を目指したいと考えています。

それから2番目、浄水場につきましては、三つのところに集約が可能という試算をしているところでございます。

ただ、各市町村の浄水場は更新時期が来るまで活用することを想定しております。

それから、五條吉野エリアについては、エリア内での浄水場の統廃合を行いたいと考えております。

それから、送配水施設につきましても、県と市町村の垣根を越えて配水池を統廃合しまして、管路についても更新時にダウンサイジングを行っていくと。

さらに、管理運営につきましては、管理拠点を5カ所に集約して各種のシステムを共同化、水質管理につきましては、県内の公的検査機関、今三つございますけど、これを統合するという取組によって、今のところ、我々の粗々の試算では、ちょっと長期間になりますけれども、

合計約 800 億円程度の投資削減効果が見込めるのではないかと考えております。

また、次になります。簡易水道エリアにつきましては、上水への統合が難しいところがございますので、簡易水道事業者が行いますさまざまな業務の支援制度を確立します。

具体的に申しますと、各種の計画策定や設計の支援、工事の代替執行、維持管理支援、応急対策支援、こういったことを行っていきたいと考えております。

内容については以上ですが、最後に先に付いております A4 一枚ものをごらんいただきたいと思っております。今後の考え方のスケジュールということでございますけれども、現時点では表の一番下になります「上水道の経営統合」を 38 年度を目標として進めていきたいと考えております。この段階では経営統合ということで、一つの事業体で 28 市町村の水道事業、それから簡易水道の受け皿支援業務を行っている状態でございます。

さらに 10 年以内のできるだけ早い時期に事業の全体統合を目指すと。この段階で初めて水道料金等を統一していくと、こういう進め方になるかと思っております。

今、非常に雑駁ではございますけれども、ご説明申し上げました一体化構想は県がこれから各市町村にお示しをする、あくまで県の構想という段階でございます。この後、直ちに各市町村ごとに協議を行って一体化に向けた検討に関します合意形成を図った上で、来年度に新しい県域水道ビジョンの策定を目指したいと考えております。その後、一体化を推進する協議会を設立し、平成 38 年の経営統合に向けて準備を進めたいと今、県として考えているところでございます。近く市町村にご紹介申し上げまして、具体的に事務レベルでの打ち合わせも実施をさせていただきたいと思っております。こういう構想をお示しさせていただいたところでございます。皆様のご意見を賜りながら、この新しいビジョンを作っていくと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

続きまして、その他の情報提供について、順番に簡単に説明をさせていただきます。

まず最初に、「文化資源の活用について」でございます。資料 4 でございます。右肩に (1) とあるページをごらんいただきたいと思っております。こちらは国の文化審議会の文化財分科会企画調査会の中間取りまとめ概要となっております。こちらに基づきご説明いたします。

国の文化審議会におきまして、これからの時代にふさわしい文化財の保存と活用の方策について検討を行われておまして、このたび、この中間報告が示されたというところでございます。本県も文化財の活用を前面に出しながら、いろいろな施策に生かしているところでございますので、皆様に情報提供し、内容についてお勉強いただければというふうに考えております。

この中には、総合的な視野に立った地域における文化財の保存・活用ですとか、個々の文化

財の計画的な保存活用と担い手の拡充などの方策が示されているところでございます。

さらに、文化財保護法の目的について、ごらんいただけると分かるわけでございますけれども、今まで保存を重視して活用には余り力点を置かれたい運用がなされているようなところを反省もされているのではないかなというふうには思います。

県としては、こういった今申し上げました中間取りまとめ概要が出てきたところでございますけれども、地域住民あるいは市町村の皆様も含めて文化財に関しての重要性の認識が今培われていると、そういう状況があつてこそ、初めて文化財の保存に対して地域の皆様の理解が得られて、行政機関だけでなく、真の意味で地域全体で文化財の保存と継承が実現できるという考え方に基ついて、私どもは今まで政策を推進してきたという趣旨から、そもそも文化財保存ありきの活用ではなくて、むしろ活用を前提とした保存を進めていくべきだといった意見、あるいはいわゆる文化財につきまして60日ルールの見直しなどについて、ご意見を申し上げているところでございます。皆様にも、そういった状況についてご説明を申し上げたところでございます。

それに伴いまして、資料の(2)というページがございます。今、県として文化資源の活用推進のため行っている取組をご紹介申し上げます。こちらについては、本質的に文化財等に関して説明ができる能力の向上を目指して取組を進めているところでございます。

具体的には、市町村の皆様と一緒に歴史文化資源の説明力向上研修というのを、この夏から始めたところでございます。第1回目は16の市町村から参加いただいたところでございますけれども、地域が大切にしたいと考えている歴史文化資源をより分かりやすく、親しみやすい形に発信していくコツを学ぶということで勉強しておるところでございます。皆様方のご参加をお待ちしております。

早足で恐縮でございます。続きましては資料5でございます。こちらは情報提供だけでございますけれども、平成30年度の地方創生関連予算概要について資料をお配りしております。

具体的には、黄色のマーカー塗りをしているところが市町村関連予算でございます。地方創生推進交付金1,070億、あるいは今回は地方大学の振興に係る交付金の創設等も行われているところでございます。

こういった情報も皆様、しっかり収集していただいて、かつ創生交付金等につきましても、皆様の団体の提案力が非常に生きる所でございますので、私どももしっかりフォローさせていただきたいと思っておりますので、皆様もいろいろお考えいただきまして、ぜひ国庫を積極的に取りに行つていただいて、まちづくりに活かしていただければと思います。

続いて早足で恐縮でございますが、資料6をごらんいただきたいと思います。

こちらにつきまして、県が今、国に対して行っている提案についてのご紹介でございます。現在、皆様の団体の中にもそういうところはあるかと思いますが、就学前教育という環境が崩れつつある状況にあるところがあるのではないかと思います。直近5年間で幾つかの団体においては、既に公立の幼稚園が閉園されているというところもあると聞いております。こういった中で、就学前教育の体制を守るために法改正ができないかということで、私どもは今、要望しているところでございます。

具体的には、幼稚園管理業務につきまして包括的な民間委託、あるいは地方独立行政法人の活用などができないかというものでございます。具体的には資料をごらんいただければと存じますけれども、こういった要望をしているということを皆様にご理解いただくとともに、今後、市町村の皆様とも一緒に勉強、協議をして、こういった取組ができないかということを考えていきたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

なお、資料7については、例年やっております市町村の実務研修員制度でございます。こちら、ぜひOJTの場としても県に来ていただくと有効かと思っておりますので、ご活用いただければと思います。

資料8は、毎回出させていただいておりますけれども、市町村との連携・協働によるまちづくりの進捗状況についてまとめておりますので、ごらんいただければと存じます。

私からは以上でございます。長い時間、失礼しました。（拍手）

【司会】 ありがとうございます。

以上をもちまして本日の協議事項及び報告事項は終わりでございます。長らく会議に参加していただきまして、まことにありがとうございました。

なお、次回の市町村長サミットにつきましては、12月25日を予定しております。ぜひご参加いただきますように、よろしくお願い申し上げます。

これもちまして、第3回奈良県・市町村長サミットを終了させていただきます。どうもありがとうございました。（拍手）

— 了 —